

岩手県告示第330号

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項又は第5条の3第1項の規定による年金たる補償又は休業補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額（平成7年岩手県告示第435号）の一部を次のように改正し、年金たる補償又は休業補償のうち平成24年4月1日以後の期間について支給すべきものについて適用する。

平成24年4月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

表最低限度額の項及び最高限度額の項を次のように改める。

最低限度額	4,613円	5,028円	5,648円	6,208円	6,647円	6,925円	6,903円	6,551円	5,757円	4,602円	3,950円	3,950円
最高限度額	12,954円	12,954円	13,090円	15,944円	18,498円	21,685円	23,524円	24,551円	23,052円	19,090円	15,247円	12,954円